

第4章 生活環境

第1 生活衛生関係営業

1 生活衛生関係営業施設

興行場営業、旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業及びクリーニング業のいわゆる生活衛生関係営業は、県民の日常生活に極めて深い関係にあることから、衛生措置の基準の遵守及び衛生施設の改善向上を図っている。

生活衛生関係営業施設数は、平成24年3月末現在9,171施設で平成23年3月末(9,248施設)に比べて、77施設(0.83%)減少している。

業種別では、前年同期に比べて、旅館が35施設(4.33%)、簡易宿所が1施設(0.36%)、理容所が3施設(0.11%)、美容所が1施設(0.03%)、クリーニング所が39施設(2.04%)減少している。一方で、下宿が1施設(4.54%)、公衆浴場が1施設(1.45%)増加している。

2 監視及び指導

生活衛生関係営業施設における衛生水準の維持確保を図るため、各保健所に配置されている環境衛生監視員が衛生措置基準(換気、照明、防湿、清潔及び消毒等の基準)に適合させるため営業施設の監視指導を行っている。平成23年度中の監視指導施設数は延べ1,446件である。

3 経営の指導

生活衛生関係営業は、県内景気の低迷が長引き、大企業等の進出、消費者ニーズの多様化等により、その経営環境は依然として厳しい状況にある。県では、生活衛生関係営業の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者・消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された、財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが行う経営指導等の各種事業に対し助成することにより、生活衛生関係営業の経営体質の強化、近代化を促進している。

第2 建築物衛生

1 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって、多数の人が使用又は利用する一定規模以上の興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物の所有者(管理者)は、特定建築物としての届出及び建築物環境衛生管理基準に従い、その室内環境を維持させるため、建築物環境衛生管理技術者の選任が義務づけられている。

本県の特定建築物の届出件数は、平成23年度末で434件であり、用途別では事務所が最も多く128件(29.5%)、次いで店舗106件(24.4%)、旅館105件(24.2%)となっている。

2 監視及び指導

特定建築物については、保健所に配置されている環境衛生監視員が立入検査等により監視・指導を行っている。平成23年度の監視・指導状況は表4-1のとおりである。

なお、特定建築物以外の建物の維持管理についても必要に応じて指導を行っている。

表4-1 特定建築物監視、指導状況

(平成23年4月～24年3月)

特定建築物数	立入検査件数	検査率	改善命令件数
434	12	2.8	—

第3 水道事業

1 普及状況

平成23年度末における本県の水道普及率は、総人口1,317千人に対し給水人口1,210千人で91.9%であり、全国平均の普及率(平成23年度末97.6%)からみると低位にある(表4-2、表4-3)。

市町村別普及率では最高99.0%、最低59.6%となっており、市町村間の格差は大きい。

表4-2 給水人口と普及率の推移

(単位：千人)

種別		平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)
総人口(A)	全国	127,896千人	127,965千人	127,941千人	128,000千人	127,713千人
	岩手県	1,356千人	1,344千人	1,335千人	1,313千人	1,317千人
給水人口(B)	全国	124,577千人	124,744千人	124,796千人	124,817千人	124,657千人
	岩手県	1,255千人	1,248千人	1,241千人	1,196千人	1,210千人
普及率(B/A)	全国	97.40%	97.50%	97.54%	97.51%	97.61%
	岩手県	92.60%	92.80%	93.00%	91.12%	91.93%

(注) 飲料水供給施設に係る分は含まない。

表4-3 施設数と給水人口

施設別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口
上水道	36	1,088,951人	32	1,106,094人	32	1,107,727人	31	1,083,332人	30	1,087,764人
簡易水道	174	157,451人	149	134,681人	146	127,291人	129	106,590人	128	117,162人
専用水道	126	8,491人	127	6,814人	127	5,976人	127	6,094人	125	5,422人
小計	336	1,254,893人	308	1,247,589人	305	1,240,994人	287	1,196,016人	283	1,210,348人
飲料水供給施設	74	3,529人	70	3,362人	72	3,438人	72	3,226人	69	3,025人
合計	410	1,258,422人	378	1,250,951人	377	1,244,432人	359	1,199,242人	352	1,213,373人

図4-1 水道普及率の推移

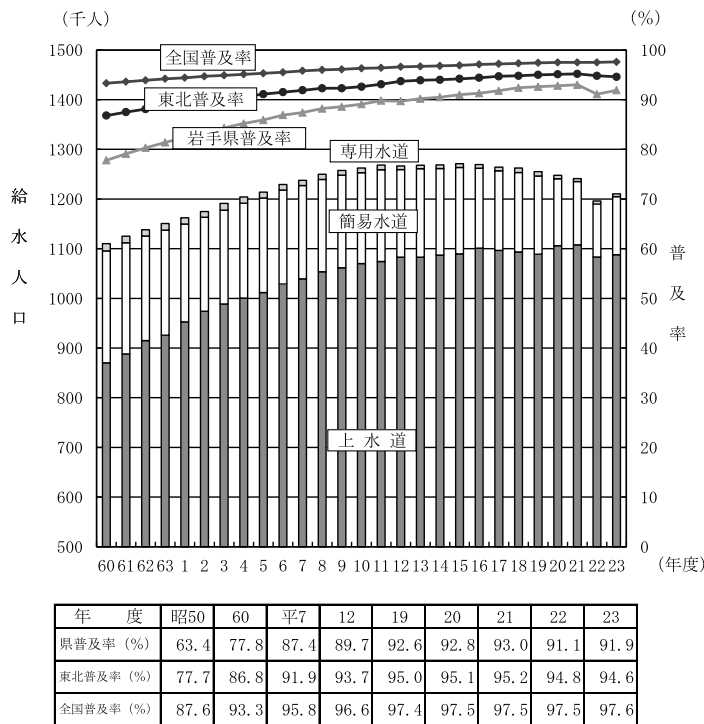
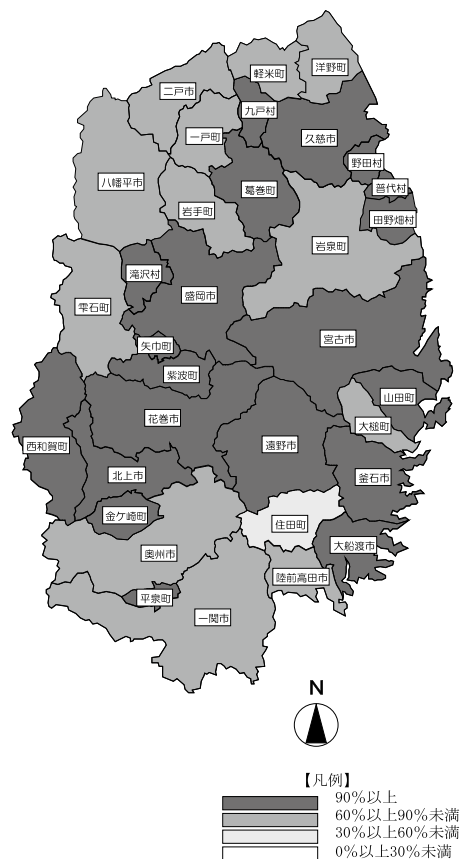


図4-2 水道普及状況



2 水道施設の整備

平成23年度は、上水道の関係では、4市1町2企業団(11事業)が国庫補助事業(補助金379,200千円)を実施した。なお、県では、奥州金ヶ崎行政事務組合構成市町(奥州市、金ヶ崎町)に対して27,425千円の補助(広域的水道整備促進費補助)を行った。

また、簡易水道等の関係では、4市3町(22事業)が国庫補助事業(補助金1,062,969千円)を実施した。

第4 廃棄物処理

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の現況

し尿、ごみなど主として住民の日常生活に伴って発生する「一般廃棄物」については、市町村が策定した処理計画に従って処理が行われている。

この計画処理区域内のし尿の水洗化人口は、公共下水道の整備、浄化槽の普及等に伴い年々増加しており、総人口の66.0%（平成23年度末）となっている。

下水道未整備地域におけるトイレの水洗化のため設置している合併処理浄化槽の数は、住民の水洗化要望の高まりに伴い増加しており、平成23年度末現在の設置数は46,129基となり、前年度比4.6%増加した。

ごみ処理は、一般的に焼却により減量、安定化し、焼却残渣を埋め立てる方法が採用されている。平成23年度においては、処理量の81.3%が焼却（溶融含む。）処理されている。

また、し尿、ごみの処理にあたっては、処理施設からの排水や排ガス等による二次的環境汚染の防止を図っている。

(2) 一般廃棄物処理施設の整備状況

平成23年度末におけるし尿処理施設は、16施設あり、その処理能力は1,956kℓ/日で、処理方式は好気性処理が15施設、嫌気性処理が1施設である。また、団地等で家庭雑排水とし尿とを併せて処理するコミュニティ・プラントが10か所あり、コミュニティ・プラント人口は、2,000人である。

平成23年度末のごみ処理施設の処理能力は、ごみ焼却処理施設2,231t/日、ごみ堆肥化施設40t/日、粗大ごみ処理施設382t/日である。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現況

産業廃棄物の排出量は、平成23年度で約558万tと推定されている。種類別では、最も多い家畜ふん尿が59.5%、次いでがれき類18.8%、汚泥14.5%等となっている。

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

排出事業者は、自ら廃棄物を処理しない場合に、産業廃棄物処理業者にその処理を委託することができる。

本県における産業廃棄物処理業の許可業者数は、平成23年度末現在1,637で、うち、収集運搬業の許可のみをもつ業者が1,456と大半を占めている。

また、特別管理産業廃棄物処理の許可業者数は、平成23年度末現在233となっている。

3 廃棄物処理対策

(1) 一般廃棄物処理対策

し尿処理については、下水道の整備状況を考慮しながら、適切な施設の更新整備を促進している。また、浄化槽については、公共下水道と同等の浄化能力をもつ浄化槽の普及を市町村と連携して促進している。

ごみ処理については、ダイオキシン類の削減対策等による環境への負荷の低減や資源化など、効率的で安全なごみ処理施設、最終処分場等の改良、更新整備を促進している。

また、県内各市町村における毎月のごみ排出量を調査し、ホームページで公表しているほか、「環境にやさしい買い物キャンペーン」やごみの減量化等に取り組む小売店をエコショップとして認定する「エコショップいわて認定制度」の実施など、ごみの発生抑制や循環的利用の促進に取り組んでいる。

(2) 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物は、法律により、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

本県においては、平成23年3月に策定した「岩手県循環型社会形成推進計画（第三次岩手県廃棄物処理計画）」に基づき、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、適正処理の指導に努めるとともに、いわてクリーンセンター（奥州市、平成7年9月稼働）及びいわて第2クリーンセンター（九戸村、平成21年4月稼働）を整備し、公共関与による適正処理体制を構築している。また、平成14年12月に「循環型地域社会の形成に関する条例」など3条例を制定し、産廃税による産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル目的以外の県外産業廃棄物の搬入の原則禁止などを条例に基づいて運用し、循環型地域社会の形成に向けた取組を推進している。

第5 食品衛生

1 食品営業施設

食品関係営業施設数は、平成23年度末現在35,230施設で、平成22年度末に比べて2,931施設(9.1%)増加している。これら営業施設のうち、許可を要する施設は20,618施設で、平成22年度末に比べて2,137施設(11.6%)増加している。また、許可を要しない施設は14,612施設で、平成22年度末に比べて2,794施設(5.7%)増加している。

2 監視指導

食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を行った延べ施設数は、許可を要する施設では、13,581施設で、1施設当たり0.7回、許可を要しない施設では、11,624施設で、1施設当たり0.8回となっている。

また、食品衛生監視員数の年次推移は表4-4のとおりである。

表4-4 年度別食品衛生監視員・と畜検査員数

公 所 名	19	20	21	22	23
総 数	69	67	65	65	63
盛岡保健所	11				
県央保健所		6	4	4	4
花巻(中部)保健所	4	4	8	8	7
花巻保健所遠野支所	1	2			
北上保健所	4	4			
奥州(水沢)保健所	4	4	5	5	4
一関保健所	3	4	4	4	4
一関保健所大東支所	2				
大船渡保健所	3	3	4	4	4
釜石保健所	3	4	3	3	4
宮古保健所	4	4	4	4	4
久慈保健所	4	4	4	3	2
二戸保健所	3	4	4	4	4
岩手県(紫波)食肉衛生検査所	24	24	25	26	26

3 食中毒

平成23年の食中毒発生件数は盛岡市を含め19件、患者数は374名である。月別の発生状況は、2月が3件、3月が2件、5月が2件、6月が3件、7月が1件、9月が3件、12月が5件となっている。病因物質別では、ノロウイルスが11件、植物性自然毒が3件、カンピロバクターが2件、ウエルシュ菌が2件、サルモネラが1件となっている。原因施設別では、飲食店が13件、給食施設が3件、家庭が3件となっている。(表4-5)

表4-5 食中毒事件発生状況 (平成23年次)

No.	月	発生場所	原因食品	病因物質
1	2	盛岡市	不明	ノロウイルス
2	2	盛岡市	不明	ノロウイルス
3	2	大船渡市	チーズクリームシチュー(推定)	ウエルシュ菌
4	3	久慈市	レンコン入りきんぴら	ノロウイルス
5	3	普代村	旅館で提供された食事	ノロウイルス
6	5	一関市	仕出料理	ノロウイルス
7	5	葛巻町	スイセン	植物性自然毒
8	6	矢巾町	焼肉料理	カンピロバクター
9	6	八幡平市	旅館で提供された食事	ノロウイルス
10	6	盛岡市	不明	カンピロバクター
11	7	平泉町	そば定食	サルモネラ属菌
12	9	花巻市	ツキヨタケ	植物性自然毒
13	9	洋野町	クサウラベニタケ	植物性自然毒
14	9	遠野市	カレー	ウエルシュ菌
15	12	盛岡市	カキのみぞれ和え(推定)	ノロウイルス
16	12	一関市	生カキを含む宴会料理	ノロウイルス
17	12	奥州市	会席料理	ノロウイルス
18	12	宮古市	宴会料理	ノロウイルス
19	12	一関市	仕出料理	ノロウイルス

4 貝毒検査

貝毒検査は、東日本大震災津波の影響により実施できなかった。

5 と畜検査

平成 23 年度のと畜検査頭数は盛岡市を含め、324,448 頭で、平成 22 度に比べて 6,960 頭 (2.2%) 増加した。畜種別にみると、豚は 310,771 頭で、平成 22 年度に比べて 6,792 頭 (2.2%) 増加し、牛は 13,567 頭で平成 22 年に比べて 217 頭 (1.6%) 増加した。(表 4-6)

と畜検査の結果、廃棄等処分頭数は 216,955 頭で、平成 22 年度より 10,712 頭 (5.2%) 減少した。

また、検査頭数に対する処分割合は 66.9%となっており、処分頭数中全部廃棄頭数は 916 頭で、その主な疾病は水腫、炎症又は炎症産物による汚染、尿毒症及び敗血症であった。

表 4-6 と畜検査頭数推移 (年度別)

年 度	牛・とく	豚	その他	総 数	指数 (注)
19	14,620	295,127	330	310,077	100
20	14,059	296,572	222	310,853	100.3
21	13,855	313,172	194	327,221	105.5
22	13,350	303,979	159	317,488	102.4
23	13,567	310,771	110	324,448	104.6

(注) 平成19年度を100とした指数。

6 食鳥検査

食鳥検査は、盛岡市を含め、指定検査機関で実施しており、平成 23 年度の食鳥検査羽数は、97,405,677 羽であった。

食鳥検査の結果、廃棄等処分実羽数は、禁止全部廃棄羽数が 1,430,369 羽で、検査羽数に対する割合は、1.47%、一部廃棄が 3,278,995 羽で、3.37%であった。禁止・全部廃棄の主な疾病は、大腸菌症、削瘦及び発育不良、腹水症及び変性であった。

第 6 狂犬病予防

平成 23 年度における犬の登録頭数は 75,856 頭で、平成 22 年度に比べて 1,939 頭 (4.5%) 減少した。また、犬の抑留頭数は 262 頭で、平成 22 年度に比べて 85 頭 (48.6%) 減少した。

表 4-7 登録及び狂犬病予防注射等実施状況推移 (年度別)

年 度	登録頭数 (再掲)	予防注射実施頭数	抑留頭数	処分頭数
19	82,466 (7,443)	73,064	508	362
20	80,735 (6,266)	72,153	491	288
21	81,021 (6,145)	71,037	510	306
22	77,796 (5,313)	69,274	347	391
23	77,149 (5,895)	65,301	262	154

(注) 処分頭数には、犬の引取りは含まない。

犬の登録は生涯登録であり、()内は新規登録再掲

平成22年度は、東日本大震災の影響により陸前高田市及び大槌町の1～3月分のデータが含まれていない。

第5章 試験・検査・研究

環境保健研究センター事業

1 岩手県環境保健研究センターの設置

(1) 設置の目的

増大かつ複雑多様化する環境問題や保健衛生上の課題に的確に対応するため、環境保健行政推進の科学的・技術的中核機関として、衛生研究所と公害センターを再編統合し、平成13年7月に「岩手県環境保健研究センター（以下「センター」という。）」を設置した。平成17年4月に検査部を加えた6部体制となる。

(2) センターの概要

- ① 場 所 盛岡市北飯岡 1-11-16
- ② 敷地面積 24,743.7 m²
- ③ 施設規模 本館 鉄筋コンクリート造 3階建 5,697 m²
附属棟 鉄骨造平屋建 312 m²

2 センターの組織及び主な業務

〈組織図〉

